

【区分[力] 医療機関が選定する場合】

①、②のいずれも満たす者のうち、医師が「生活習慣の改善が必要であり、専門職による保健指導が必要」と判断した者

- ①糖尿病治療中 または 経過観察中
②腎障害の程度

除外項目

- ・1型糖尿病
- ・悪性新生物等で終末期にある者
- ・認知機能障害のある者
- ・医療機関で糖尿病関連指導加算を算定している※

※基本的に医療機関で指導環境があることから、医療機関で対応

指導前

<参加意向確認>

- ・対象者に趣旨等を説明し、参加同意を得る。

<保険者照会>

- ・対象者の同意がある旨を伝え、保険者の対応可能か照会
- ・可能なら、「保健指導同意書」(参考様式3)を送付

<対応可否>

- ・医療機関へ保健指導の対応可否を伝え、同意書を得る。

<保険者へ保健指導指示>

- ・保健指導指示書(参考様式4)を可能な範囲で記載し、保険者へ提出

指導開始

<初回面談>

- ・生活習慣のアセスメント
- ・生活習慣・医療機関受診状況を踏まえ、対象者の行動目標を設定

1～5ヶ月

<継続支援>

- ※基本は月1回程度
- ・対象者に応じた時期・手段による支援
→ 保険者による個別保健指導だけでなく、委託や市町村または保険者による健康教育や集団指導等を活用するなど柔軟な対応可能
- ・治療状況の確認
→ 糖尿病連携手帳等の活用
- ・行動目標の達成状況を確認・評価

6ヶ月後

<最終面談>

- ・行動目標の達成状況の振り返り
- ・継続的な自己管理へのアドバイス
- ・治療状況の確認

■ : かかりつけ医、専門医

■ : 保険者等